

総務省の主な経済対策

令和2年4月20日
総務省

※ 括弧内の金額は、令和2年度総務省所管補正予算（案）

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

■ 感染の拡大に備えた対応力の充実強化

(1) 消防における救急活動用の車両・資器材等の整備（13.2億円）

新型コロナウイルス感染症の患者等の移送・搬送に万全を期すため、消防における救急活動用の車両・資器材等を整備する。

(2) 感染症等に関する情報伝達手段の整備（7.8億円）

高齢者世帯等に確実に感染症等に関する情報を伝達するため、防災行政無線の戸別受信機の導入を促進する。

(3) 高強度深紫外 LED の活用による新型コロナウイルス等の殺菌用光照射機材の実用化（5.0億円）

情報通信技術に係る研究開発成果を応用し、新型コロナウイルス等の病原体を効率的・効果的に殺菌できる光照射機材の実用化に向けて、実証実験等を行う。

II. 雇用の維持と事業の継続

■ 厳しい経営環境にある中小事業者等や生活に困っている人々への支援

(1) 全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金（仮称））（128,802.9億円）

迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に一人あたり10万円の給付を行う新たな給付金。

(2) 厳しい状況に置かれている納税者に対する緊急に必要な税制上の措置

【別紙参照】

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

■ 地域経済の「反転攻勢」のための環境整備

(1) 放送コンテンツを活用した海外への情報発信強化 (8.7 億円)

日本と海外の放送局が連携して、国際的に影響力のある放送メディア（チャンネル）を通じて、日本の現状や魅力を伝える番組を世界に広く集中的に発信する。

(2) 感染症の影響を受けた地域のチャレンジを支援するための好事例の情報提供

「総務大臣メール」を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域のチャレンジを後押しする好事例を発信することで、その横展開を図る。

IV. 強靱な経済構造の構築

■ デジタル化の強力な推進による暮らしの変革

(1) 在宅学習・在宅勤務・オンライン診療等を後押しする情報通信ネットワークの整備 (30.3 億円)

高度無線環境整備推進事業の支援対象地域を条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大し、光ファイバ未整備の学校を有する地域において、地方自治体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援する。

(2) 企業及び地方自治体によるテレワーク導入の促進

① テレワークマネージャーによる相談体制の拡充等 (3.5 億円)

ICTの専門家（テレワークマネージャー）による相談対応を拡充すること等により、企業及び地方自治体によるセキュアなテレワークの導入を推進する。また、地方自治体に対して、本事業の活用等によるテレワーク導入を要請する。

② テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、法人税・所得税の特例措置の対象に加える。

(3) マイナンバーカードの普及促進

① マイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付の推進 (17.0 億円)

住民票の写し等の各種証明書のコンビニ交付サービスの導入を促進し、遠隔地からの行政手続を推進するため、コンビニ交付システムの小規模自治体向けクラウド基盤のプロトタイプを構築する。

② マイナンバーカードと電子委任状を組み合わせた認証の仕組みの促進

国や地方自治体における各種手続きのオンライン化を推進するため、マイナンバーカードと電子委任状を組み合わせた認証の仕組みを促進する。

緊急経済対策における税制上の措置(案)について（地方税関係）

1 徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月 31 日までに納期限が到来する地方税について適用。

2 固定資産税

◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

（※）令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。
- 今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填する。

3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

4 その他

- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化